第

2444

뭉



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2003年)平成15年 12月 19日 金曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 **FPシミコレーション** 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

☆ 報酬・料金等の源泉徴収義務者

 $oldsymbol{A}$:源泉徴収して納付する必要はありません。

【解説】

原則として、報酬・料金、契約金又は賞金についてその支払いをする者は、支払いの際に、所得税を源泉徴収し、納付することとなっています。

したがって、原則として支払者が法人、個人、官公庁等にかかわらず源泉徴収義務者となりますが、次に掲げる人がこれらの報酬などを支払う場合には、所得税の源泉徴収は要しないこととされています。

- ①給与又は退職手当等の支払いをしない個人
- ②常時2人以下の家事使用人(例えばお手伝いさん)のみに対し、給与の支払いをする個人

ご質問の場合、あなたはサラリーマンであり、 給与等の支払いはないものと考えられますの で、所得税を源泉徴収し、納付する必要はあ りません。

なお、キャバレー、バー等のホステス等の業務に関する報酬・料金については、その支払者が上記①、②に該当する場合であっても源泉徴収をし、納付しなければなりません。







